

## 石巻市創業支援補助金の概要

### 1 趣旨

本補助金は、地域における創業者の支援を行い、開業率の向上による本市産業の活性化及び雇用の確保を目的とし、本市において創業（第二創業を含む。）を行う事業者を支援するために交付するものです。

### 2 主な補助要件

	新規創業	第二創業
対象事業	地域の需要や雇用を支える事業を市内において興すもの	市内において既に事業を営んでいる中小企業者又はNPO法人が、代表者の世代交代を機に業態転換や新分野進出に取り組むもの（事業承継及び新分野進出が必須）
対象者	平成23年3月11日以降に創業した又は創業予定の個人、個人事業主、会社、企業組合、協業組合若しくはNPO法人（既に創業している場合は、登記簿に記載の本店所在地が市内である事業者。個人事業主の場合は、開業届に記載の事業所所在地が市内である事業者であることが必須）	平成23年3月11日以降に事業承継を行った又は承継する予定の個人事業主、会社若しくはNPO法人（登記簿に記載の本店所在地が市内である事業者。個人事業主の場合は、開業届に記載の事業所所在地が市内であることが必須）
特定創業支援事業	・本市創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業の支援を受け、市の発行する証明の交付を受けたもの	・本市創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業の支援を受けたことを市長が確認したものの（証明の交付対象外のため）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税及び国民健康保険税の未納がないものであること</li> <li>・代表者又は法人の役員が暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと</li> </ul>	

※1 公序良俗に問題のある事業及び公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業は対象外です。

※2 国等の補助制度との併用は可能ですが、当該併用する補助制度の併用調整を受ける場合があります。

※3 過去に同一事業で国等の補助制度を活用した事業は対象外です。

### 3 補助対象期間

原則として、交付決定を受けた日から起算して1年を限度とします。

※ 年度を超えて引き続き補助金を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。

### 4 補助対象経費（消費税額・地方消費税額は対象外）

次の要件を全て満たすものとなります。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること。
- (2) 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費であること（原則）。
- (3) 証拠書類（領収書など）によって金額・支払等が確認できること。

項目	対象経費
人件費	人件費
事業費	起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費及び外注費
委託費	委託費

## 5 補助率等

補助率	補助金額
4分の3以内	200万円以内

※ 補助金額は1事業者当たりの金額であり、年度を超えて補助金を受けようとする場合は、2か年度の合計額となります。

## 6 審査・交付決定

石巻市創業支援事業者連携会議の構成員が申請書類により審査を行います。

その後、申請書類に基づき、申請者本人によるプレゼンテーションを行っていたき、その内容を慎重に検討した上で、補助金の交付の可否を決定し、書面で通知します。

審査に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

- (1) 事業の獨創性
- (2) 事業の実現可能性
- (3) 事業の収益性
- (4) 事業の継続性
- (5) 資金調達の見込み

## 7 その他

- (1) 補助期間中に創業の場合は、個人開業又は法人の設立、第二創業の場合は、事業承継の完了が必須となります。
- (2) 補助事業完了後5年間、当該事業についての事業化状況を本市に報告していただきます。
- (3) 補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後5年間、管理・保存していただきます。
- (4) 補助事業で取得した財産は、善良なる管理者の注意をもって適切に管理していただきます。加えて、取得価格が1件当たり5万円以上の取得財産については、事業終了後も一定期間において、その処分等につき、本市の承認を受ける必要があります。

承認後の処分等により、収入があった場合は、補助金の一部を返還していただくことがあります。

※ 詳細は、石巻市創業支援補助金募集要項を御確認願います。

## 8 申請手続等に係るお問合せ先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号  
 石巻市産業部産業推進課企業誘致グループ  
 Tel. 0225-95-1111 (内線3544)  
 Fax 0225-21-2022  
 Email: isindstr@city.ishinomaki.lg.jp